令和4年度第11回千葉市障害者介護給付判定審查会花見川区審查部会議事録

- 1 開催日 令和5年2月3日(金)午後6時30分~午後8時00分
- 2 開催方法 花見川保健福祉センター 3階会議室
- 3 参加者 (委員)

津田委員、酒匂委員、織田委員、髙橋(利)、髙橋(紀)委員 計5名(事務局)

花見川保健福祉センター高齢障害支援課(3名) 木村主査、池上主事、小林主事

4 議 題

(1) 障害支援区分の審査判定について

花見川区案件 40件

(2) 支給決定案に係る諮問について

花見川区案件 5件

(3) その他

5 議事の概要

(1)審査判定結果

ア 一次判定について

- (ア) 一次判定を修正しなかったもの 39件
- (イ) 一次判定を修正したが、一次判定結果に変化がなかったもの 1件
- (ウ) 一次判定を修正し、一次判定結果に変化があったもの 0件

イ 二次判定について

(ア) 一次判定を変更しなかったもの

40件

(イ) 一次判定を変更したもの

0件

ウ その他

- (ア) 判定結果の有効期限を3か月以上3年未満に変更することが適当であると判断したもの 2件
- (イ) 判定結果が非該当となったが、訓練等給付等のサービス利用が適当との意見を付した もの 0件
- (ウ) 再調査を求められたもの

0件

(2) 諮問結果

支給決定案の修正はなかった。

(3) その他

次回の審査部会の開催は、令和5年3月3日(金)と決定した。

6 会議経過

(1) 記録者について

今回は髙橋(紀)委員が記録者になった。

- (2) 審査判定結果
 - ①事案4について
 - 一次判定を修正したが、一次判定結果に変更がなかった。

②事案10、16について

障害特性により、審査判定時の状況が変化しうる可能性があると考えられ、状況の変化を確認するため認定有効期間を12か月とした。

③事案31について

居住環境が大きく変化することにより、審査判定時の状況が変化しうる可能性がある と考えられ、状況の変化を確認するため認定有効期間を12か月とした。